

生活保護制度に関する重点提言

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な法改正がなされないまま、今日に至っており、また、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会経済構造に十分対応できず、制度疲労を起こしている。

そのような中、全国市長会は、平成 18 年度に全国知事会と共同で「新たなセーフティネット検討会」を設置し、将来を見据えた生活保護制度等について検討を重ね、「新たなセーフティネットの提案」として、①稼働世代のための自立支援集中プラン、②高齢者対象制度、③ボーダーライン層への就労支援制度を提案したところである。

その後、世界的な金融危機に端を発し、我が国でも失業者、低所得者が急増する等、雇用情勢が急速に悪化していることに伴い、近年、生活保護の申請件数が急増し、生活保護に要する財政負担が都市自治体の財政を圧迫している状況にある。

元来、生活保護制度は雇用・労働施策や年金制度等のあらゆる他の施策等を補完する最後のセーフティネットであり、その目的は、自立の助長を図ることにある。

しかし、年金制度や最低賃金制度と生活保護制度との間で逆転現象が生じており、ボーダーライン層が生活保護へ移行する懸念が強まり、生活保護費の更なる増加が見込まれるところである。

よって、国は、実態に即した生活保護制度を構築するため、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。
2. 国の責任において生活保護基準の明確化を図るとともに、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行い、制度の再構築を図ること。
3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。